

認定医制度細則

第 1 章 総則

第 1 条 この制度は、胸部外科臨床の健全な発展普及と胸部外科学の進歩を促し、国民の福祉に貢献することを目的とする。

第 2 条 前条の目的を達成するため、日本胸部外科学会（以下、学会と略記）は、この規則によって学会認定医（以下、認定医と略記）を認定し、学会指導医（以下、指導医と略記）を選定する。

第 2 章 認定医を申請する資格

第 3 条 認定医の新規認定を申請する者（以下、新規認定申請者と略記）は、申請時においてつぎの各号に定める資格をすべて具備していなければならない。

- 1) 日本国の医師免許証を有すること
- 2) 4 年以上引き続いて学会の会員であること
- 3) この規則第 5 章の規定によって指定した診療施設（以下、指定施設と略記）およびその関連施設、または指定施設と同等以上と認められる診療施設において、別に定める実地修練を完了していることただし、認定医の資格を喪失し、もしくは取り消された者であって、あらためて認定医の認定を申請する者は新規認定申請者とみなす。

2. 認定医の更新認定を申請する者（以下、更新認定申請者と略記）は、申請時においてつぎの各号に定める資格をすべて具備していなければならない。

- 1) 日本国の医師免許証を有すること
- 2) 認定医であること
- 3) 10 年以上引き続いて学会の会員であること
- 4) 過去 10 年間に、別に定める研修実績を有すること

第 3 章 認定医の認定

第 4 条 認定医の審査は、認定医認定委員会（以下、認定委員会と略記）が行う。

2. 認定委員会の中に、認定医試験委員会をおく。

第 5 条 認定委員会は、会長が理事会の議を経て、評議員の中から委嘱した若干名の委員（以下、認定委員と略記）および会長が理事のなかから指名によって選任した認定委員によって構成する。

認定委員会の委員長は認定委員の互選によって選任する。

2.認定委員会の委員長は認定医試験委員長を兼ね、評議員の中から若干名の認定医試験委員を指名する。

第 6 条理事のなかから選任された認定委員以外の認定委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、6 年をこえて引き続き認定委員となることはできない。

第 7 条新規認定申請者は、つぎの各号に定める申請書類を、別に定める審査料とともに、認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定医認定申請書（書式第 1 号）
- 2) 履歴書（書式第 2 号）
- 3) 医師免許証（写）
- 4) 4 年間の会費納入証明書（書式第 3 号）
- 5) 第 3 条第 1 項 3) に定める実地修練の修了証明書（書式第 4 号）
- 6) 指導医 1 名の推薦書（書式第 5 号）
- 7) 臨床診療経験実績表（書式第 12 号）
- 8) 症例抄録（書式第 13 号）
- 9) 手術記録コピー

2.更新認定申請者は、つぎの各号に定める申請書類を、別に定める審査料とともに、認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定医認定申請書（書式第 1 号）
- 2) 履歴書（書式第 2 号）
- 3) 医師免許証（写）
- 4) 認定医認定証（写）
- 5) 10 年間の会費納入証明書（書式第 3 号）
- 6) 研修実績証明書類

第 8 条認定委員会は、毎年 1 回、新規認定申請者については申請書類および試験によって、更新認定申請者については申請書類によって申請者の認定医としての適否を審査し、審査の結果を会長に報告する。

第 9 条会長は、認定委員会が認定医として適当と認めた者を認定医として認定し、認定書を交付する。

第 10 条認定医は、学会会員としての資格を喪失した時、または認定をうけた日から 10 年を経て、新しく認定医としての認定をうけず、それまでに指導医としての選定をうけていない場合には、認定医としての資格を喪失する。

第 11 条認定医としてふさわしくない行為のあった認定医は、理事会の議決を経て、会長がその認定を取消することができる。

第 4 章 指定施設を申請する資格

第 12 条指定施設になろうとする診療施設は、つぎの各号に定める条件をすべて具備していなければならない。

- 1) 実地修練単位表による修練が可能であること
- 2) この規則第 7 章の規定によって選定した実地修練の指導医（以下、指導医と略記）が必要数常勤していること
- 3) 胸部外科臨床に関する教育行事を定期的に開催していること

第 5 章 指定施設の指定

第 13 条指定施設の審査は、指定施設指定委員会（以下、指定委員会と略記）が行う。

第 14 条指定委員会は、会長が理事会の議を経て、評議員の中から委嘱した若干名の委員（以下、指定委員と略記）および会長が理事のなかから指名によって選任した指定委員によって構成する。

指定委員会の委員長は指定委員の互選によって選任する。

第 15 条理事のなかから選任された指定委員以外の指定委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

ただし、6 年をこえて引き続き指定委員となることはできない。

また指定委員は認定委員を兼ねることができない。

第 16 条指定施設の指定をうけようとする診療施設は、つぎの各号に定める申請書類を、別に定める審査料とともに、指定委員会に提出しなければならない。

- 1) 指定施設指定申請書（書式第 6 号）
- 2) 診療施設内容調書（書式第 7 号）
- 3) 実地修練計画書（書式第 8 号）
- 4) 研究会記録リスト（書式第 14 号）
- 5) 関連施設指定申請書（書式第 15 号）
- 6) 関連施設長の承諾書（書式第 16 号）

第 17 条指定委員会は、毎年 1 回、申請書類によって申請施設の指定施設としての適否を審査し、審査の結果を会長に報告する。

ただし指定委員会は、その必要があると認められた申請施設に対しては、適否を審査するための実地調査を行うことができる。

第 18 条会長は、指定委員会が指定施設として適当と認めた診療施設を指定施設として指定し、指定書を交付する。

第 19 条指定施設は、指定を受けた日から 6 年を経て、新しく指定施設としての指定をうけない場合には、指定施設としての資格を喪失する。

第 20 条指定施設として不適当と認められた指定施設は、指定委員会の議決によって、会長がその施設の指定を取消することができる。

第 21 条本学会学術調査に 2 年連続して報告を行わなかった時は、関連施設も含んで指定施設としての資格を喪失する。ただし、資格喪失後、2 年連続して報告を行った時は、指定施設としての再申請を行うことができる。

第 6 章 指導医を申請する資格

第 22 条指導医の新規選定を申請する者（以下、新規選定申請者と略記）は、申請時においてつぎの各号に定める資格をすべて具備していなければならない。

- 1) 認定医であること
- 2) 認定医の認定をうけた日から 10 年間に 6 年以上、指定施設または関連施設に勤務し、この期間のあいだ別に定める診療経験を有しているか、またはこれと同等以上と認められる経歴を有すること
- 3) 別に定める研究業績を有すること
- 4) 10 年以上引き続いて学会の会員であること

2.指導医の更新選定を申請する者（以下、更新選定申請者と略記）は、申請時においてつぎの各号に定める資格をすべて具備していなければならない。

- 1) 指導医であること
- 2) 別に定める臨床診療経験を有するか、またはこれと同等以上の経歴を有すること
- 3) 6 年以上引き続いて学会の会員であること

第 7 章 指導医の選定

第 23 条指導医の審査は、指導医選定委員会（以下、選定委員会と略記）が行う。

2.選定委員会の中に、指導医試験委員会をおく。

第 24 条選定委員会は、指定委員会が兼ねるものとする。また選定委員会の委員長は、指定委員会の委員長が兼ねるものとする。

2.選定委員会の委員長は指導医試験委員長を兼ね、評議員の中から若干名の指導医試験委員を指名する。

第 25 条新規選定申請者は、つぎの各号に定める申請書類を、別に定める審査料とともに、選定委員会に提出しなければならない。

- 1) 指導医選定申請書（書式第 9 号）
- 2) 履歴書（書式第 2 号）
- 3) 指定施設の勤務証明書（書式第 10 号）
- 4) 認定医認定書（写）
- 5) 10 年間の会費納入証明書（書式第 3 号）
- 6) 規則第 21 条に規定した期間の臨床診療経験実績表（書式第 12 号）

7) 業績実績表（書式第 17 号）

2.更新選定申請者は、つぎの各号に定める申請書類を、別に定める審査料とともに、選定委員会に提出しなければならない。

1) 指導医選定申請書（書式第 9 号）

2) 履歴書（書式第 2 号）

3) 指導医選定書（写）

4) 6 年間の会費納入証明書（書式第 3 号）

5) 指導医の資格取得後 6 年間の臨床経験実績表（書式第 12 号）

第 26 条選定委員会は、毎年 1 回、新規選定申請者については申請書類および試験によって、更新選定申請者については申請書類によって申請者の指導医としての適否を審査し、審査の結果を会長に報告する。

第 27 条会長は、選定委員会が指導医として適当と認めた者を指導医として選定し、選定書を交付する。

第 28 条指導医は、学会会員としての資格を喪失した時、または選定をうけた日から 6 年を経て、新しく指導医としての選定をうけない場合には、指導医としての資格を喪失する。

第 29 条指導医としてふさわしくない行為のあった指導医は、選定委員会の議決によって、会長がその者の選定を取消することができる。

第 8 章 附則

第 30 条この規則は昭和 55 年 9 月 24 日から施行する。

2.この規則は昭和 57 年 10 月 12 日から施行する。

3.この規則は平成元年 10 月 15 日から改正する。

4.この規則は平成 2 年 10 月 17 日から改正する。

5.この規則は平成 3 年 10 月 1 日から改正し、平成 5 年 1 月 1 日から施行する。

6.この規則は平成 13 年 10 月 2 日から改正する。

第 31 条この規則は、専門医制度委員会、理事会、評議員会の議決を経なければ変更し、もしくは廃止することができない。

第 32 条この規則を施行するために必要とされる事項については、この規則の規定にかかわらず、認定委員会、指定委員会または選定委員会の議決によるものとする。

第 33 条この規則を施行するため、別に細則を定める。

第 34 条 (1) 心臓血管外科、呼吸器外科、消化器外科および小児外科専門医制度の発足に伴い、認定医認定業務は平成 14 年 12 月 31 日をもって終了する。

(2) 認定医はすべて終身認定医とし、改めて終身認定書を発行する。

(3) 認定医は申請すれば別に定める資格審査を経て専門医（心臓血管外科専門医、呼吸器外科専門医）に移行することができる。ただし、移行の申請期間は平成 15

年度から平成 19 年度までの 5 年間とする。

(4) 移行措置による専門医の領域は 1 分野とする。

(5) 移行措置による専門医の資格審査および認定業務はそれぞれの専門医認定機構
(心臓血管外科専門医認定機構, 呼吸器外科専門医合同委員会) が行う。

2.心臓血管外科、呼吸器外科、消化器外科および小児外科専門医制度の発足に伴って次の条項の変更を行う。

(1) 第 2 章第 3 条第 2 項, 第 3 章第 4 条, 第 5 条, 第 6 条, 第 7 条, 第 8 条, 第 9 条を廃止する。

(2) 第 3 章第 10 条の「または認定をうけた日から 10 年を経て, 新しく認定医としての認定をうけず, それまでに指導医としての選定をうけていない場合には, 」を削除する。

(3) 第 8 章第 32 条の「認定委員会, 」を削除する。

3.本条は平成 14 年 10 月 8 日から改正し, 平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

第 35 条本規則中にある会長はすべて理事長と読み替える。

2.本条は平成 15 年 12 月 25 日から改正する。

第 36 条本規則の指導医および指定施設認定業務は平成 19 年 12 月 31 日をもって終了する。

1.指導医はすべて終身指導医とし, 改めて終身指導医認定書を発行する。

2.指導医および指定施設認定業務の終了により, 次の条項の変更を行う。

(1) 第 2 章第 3 条第 3 項の「この規則第 5 章の規定によって指定した診療施設
(以下, 指定施設と略記) およびその関連施設, または指定施設と同等以上と認められる診療施設において, 」および「ただし, 認定医の資格を喪失し, もしくは取り消された者であって, あらためて認定医の認定を申請する者は新規認定申請者とみなす。」を削除する。

(2) 第 4 章第 12 条, 第 5 章第 13 条, 第 14 条, 第 15 条, 第 16 条, 第 17 条, 第 18 条, 第 19 条, 第 20 条, 第 21 条を廃止する。

(3) 第 6 章第 22 条第 1 項 2) の「指定施設または関連施設に勤務し, この期間のあいだ」を削除する。

(4) 第 6 章第 22 条第 2 項, 第 7 章第 23 条, 第 24 条, 第 25 条, 第 26 条, 第 27 条を廃止する。

(5) 第 28 条の「または選定をうけた日から 6 年を経て, 新しく指導医としての選定をうけない場合には」を削除する。

(6) 第 8 章第 32 条の「指定委員会または選定委員会」を「専門医制度委員会」に変更する。

3.本条は平成 18 年 9 月 30 日から改正し, 平成 20 年 1 月 1 日から施行する。